

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況(地域特性)

第1節 自然的状況

調査区域における主な自然的状況を把握した結果の総括は、表 4-1-1 に示すとおりです。また、自然的状況を項目別に把握した結果は、4-1-4 頁目以降に示すとおりです。

表 4-1-1(1) 自然的状況

項目	調査区域の概況
大気環境の状況	<p>1. 気象の状況 調査区域における気象の概況について、彦根地方気象台の令和 4 年の年平均気温は 16.6°C、年間降水量は 1426.0 mm、年平均相対湿度は 76%、年間日照時間は 1996.4 時間である。また、近江八幡地域気象観測所の令和 4 年の年間降水量は 1428.0mm であり、東近江地域気象観測所の令和 4 年の年平均気温は 15.0°C、年間降水量は 1436.0mm、年間日照時間は 1938.4 時間である。 彦根地方気象台の風速の平年値は、年間を通して 2.4m/s～4.0m/s、東近江地域気象観測所の風速の平年値は、年間を通して 1.5m/s～2.3m/s で推移している。</p> <p>2. 大気質の状況 調査区域には、一般環境大気測定局が 3 局、有害大気汚染物質測定局が 2 局、ダイオキシン類測定局が 1 局あり、令和 3 年度は全ての測定局において、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質、有害大気汚染物質、ダイオキシン類の環境基準を達成している。一方、光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を超過している。</p> <p>3. 騒音の状況 調査区域における道路交通騒音の調査結果は、騒音に係る環境基準により地域の類型が指定された 46 地点のうち 31 地点で環境基準を達成している。なお、調査区域における一般環境騒音に係る既存資料はない。</p> <p>4. 振動の状況 調査区域における振動に係る既存資料はない。</p> <p>5. その他の状況 調査区域における低周波音に係る既存資料はない。</p>
水環境の状況	<p>1. 水象の状況 調査区域には、主な湖沼として琵琶湖、琵琶湖沿いに西の湖、伊庭内湖、曾根沼等の内湖がある。主な河川は芹川、犬上川、宇曽川、愛知川等が、主な湧水は十王村の水、弘法池湧水等がある。</p> <p>2. 水質の状況 調査区域では、令和 3 年度に 6 地点で生活環境項目及び健康項目の測定が行われている。生活環境項目について、犬上川、宇曽川及び天野川では BOD、SS、DO 及び pH は環境基準を達成しているが、大腸菌群数は犬上川及び天野川で環境基準を超過している。また、琵琶湖の石寺と天野川沖では、DO、全窒素及び全りんは環境基準を達成しているが、その他の項目については、環境基準を超過している。琵琶湖の彦根港沖では、DO 及び全りんは環境基準を達成しているが、その他の項目については、環境基準を超過している。 健康項目については、全ての地点で環境基準を達成している。 なお、調査区域内において水質のダイオキシン類測定は実施されていない。</p> <p>3. 水底の底質の状況 調査区域における水底の底質に係る既存資料はない。</p>

表 4-1-1(2) 自然的状況

項目	調査区域の概況
水環境の状況	<p>4. その他の状況</p> <p>調査区域では、令和3年度に5地区で地下水質の定期モニタリング調査、1地区で地下水のダイオキシン類調査が実施されている。地下水質については、トリクロロエチレンが東近江市の1地区（1地点）、テトラクロロエチレンが彦根市の2地区（4地点）で環境基準を超過しており、ダイオキシン類については、環境基準を達成している。</p>
土壌及び地盤の状況	<p>1. 土壌の状況</p> <p>調査区域には、細粒灰色低地土壌や礫質灰色低地土壌、細粒強グライ土壌等が広く分布している。山地には乾性褐色森林土壌等が分布している。</p> <p>調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域はない。なお、「土壤汚染対策法」に基づき指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき指定された区域がある。</p> <p>調査区域では、令和3年度に豊郷町安食西において土壌のダイオキシン類調査が実施されており、環境基準を達成している。</p> <p>2. 地盤の状況</p> <p>調査区域では、地盤沈下は観測されていない。</p> <p>調査区域では、地下水位及び地盤高の変動は確認されていない。</p>
地形及び地質の状況	<p>1. 地形の状況</p> <p>調査区域には、山地、丘陵地、台地・段丘、低地が分布している。</p> <p>2. 地質の状況</p> <p>調査区域には、一部で固結堆積物、火成岩積、ほとんどの平野部で礫、泥の未固結堆積物等が分布している。</p> <p>3. 重要な地形及び地質の状況</p> <p>調査区域には、学術上及び希少性の観点からの重要な地形として、「水郷低地、西の湖」が存在する。</p>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>1. 動物の生息の状況、重要な種及び注目すべき生息地の状況</p> <p>調査区域では、重要な動物種として、哺乳類26種、鳥類156種、爬虫類10種、両生類16種、魚類54種、昆虫類188種、底生動物58種、陸産貝類59種が確認されている。また、注目すべき生息地として、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の条約湿地である琵琶湖等の11箇所が確認されている。</p> <p>2. 植物の生育の状況、重要な種及び群落の状況</p> <p>調査区域では、重要な植物種として440種が確認されているほか、天然記念物が10箇所指定されている。また、多数の巨樹・巨木林等が選定されている。</p> <p>調査区域では、重要な植物群落として荒神山のタブ林、「滋賀県自然環境保全条例」の緑地環境保全地域である老蘇の森、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」で指定されているヨシ群落保全区域等の36箇所が確認されている。</p> <p>3. 植生の状況</p> <p>調査区域における植生として、山地では、多くがスギ等の植林地として利用されているが、アベマキーコナラ群集、モチツツジーアカマツ群集等の広葉樹林や針葉樹林もみられる。水域では、低地を流れる河川周辺にはハンノキ群落等の水辺植生や竹林がみられる。また、琵琶湖沿いの内湖には、ヨシ等の抽水植物群落が発達しているほか、琵琶湖湖岸には砂丘植生もみられる。</p> <p>4. 生態系の状況</p> <p>調査区域における地域を特徴づける生態系として、「山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系」、「低地・台地の田園域を中心とする生態系」、「河川を中心とする生態系（上流域、中～下流域）」、「琵琶湖・内湖を中心とする生態系」の4つを設定した。</p>

表 4-1-1(3) 自然的状況

項目	調査区域の概況
景観及び 人と自然と の触れ合い 活動の場の 状況	<p>1. 景観の状況 調査区域には、彦根城、佐和山、箕作山等 18 箇所の主要な眺望点が存在する。また、荒神山、繖山、琵琶湖等 54 箇所の景観資源が存在する。</p> <p>2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況及び利用の状況 調査区域には、湖東三山自然歩道、彦根市荒神山自然の家、河辺いきものの森等 44 箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在する。</p>
一般環境中 の放射性物 質の状況	調査区域では、彦根保健所及び東近江保健所の 2 地点において、空間放射線量率が測定されている。環境省が示している汚染状況重点調査地域の指定要件や除染実施計画を策定する地域の要件である 1 時間あたり $0.23 \mu\text{Sv}$ 以上の数値に該当している地点はない。

1. 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1.1 気象の状況

(1) 気象の地域区分及び概況

調査区域の気象の地域区分は、「滋賀県の気候」（令和5年4月現在、気象庁HP）によると、日本海気候区、東海気候区及び瀬戸内海気候区が重なり合う地域となっており、準海洋性の気候を示す温和なところです。

調査区域における令和4年の気象の概況は表4-1-2に、気象官署位置図は図4-1-1に示すとおりです。

彦根地方気象台の令和4年の年平均気温は16.6°C、年間降水量は1426.0mm、年平均相対湿度は76%、年間日照時間は1996.4時間となっています。

また、近江八幡地域気象観測所の令和4年の年間降水量は1428.0mm、東近江地域気象観測所の令和4年の年平均気温は15.0°C、年間降水量は1436.0mm、年間日照時間は1938.4時間となっています。

表4-1-2(1) 気象の概況（彦根地方気象台 令和4年）

気象要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気温 [°C]	平均	3.4	3.3	8.6	14.5	17.9	23.4	27.0	28.3	25.0	17.4	13.3	6.2)
	最高	11.7	12.1	20.2	25.6	32.2	36.5	36.8	36.3	33.8	29.5	21.7	14.6)
	最低	-2.1	-2.2	-0.7	1.4	6.7	13.6	20.8	19.1	16.5	7.3	6.1	-1.2
平均湿度[%]	78	79	75	73	70	74	79	76	78	75	79	74)	76
降水量[mm]	86.0	86.5	78.5	91.5	96.5	56.0	345.0	137.5	167.0	119.5	88.0	74.0	1426.0
現地気圧[hPa]	1008.1	1008.9	1005.9	1005.7	1002.3	999.4	997.2	998.2	1001.8	1008.4	1008.3	1007.5	1004.3
最多風向	NNW	NW	NW	NW	NNW	NNW	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	WNW	NNW
平均風速[m/s]	3.7	3.7	2.9	2.8	2.3	2.5	2.2	2.4	2.9	2.8	2.5	3.8	2.9
日照時間[時間]	102.4	119.2	165.9	206.6	224.6	201.0	179.2	177.6	153.9	189.2	171.1	105.7	1996.4

注1) 表中の) の値は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

注2) 最多風向の年間値は、最も多い風向を用いた。

出典：「過去の気象データ・ダウンロード 彦根」（令和5年4月現在、気象庁HP）

表 4-1-2(2) 気象の概況（近江八幡地域気象観測所及び東近江地域気象観測所 令和4年）

気象要素		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気温 [°C]	平均	2.3	2.8	8.4	14.6	17.5	22.9	26.5	27.3	24.2	16.2	12.2	5.0	15.0
	最高	12.9	14.0	22.4	28.2	31.8	36.6	37.3	37.6	34.0	29.9	23.2	15.8	37.6
	最低	-4.9	-4.5	-3.9	-0.8	4.8	11.6	19.3	17.0	13.0	4.3	2.7	-3.6	-4.9
降水量 [mm]	近江八幡	54.0	35.0	83.5	99.0	113.5	107.0	338.5	162.5	205.0	103.5	83.5	43.0	1428.0
	東近江	70.0	37.0	87.5	79.5	91.0	110.0	278.5	251.0	202.0	113.0	77.0	39.5	1436.0
最多風向		NW)	WNW)	NNW	NNW)	SE	SE	SE	SE	ESE	ESE	W	SE	
平均風速[m/s]		1.8)	2.0	2.0	2.0	1.6	1.6	1.2	1.4	1.7	1.4	1.3	1.9	1.6
日照時間[時間]		106.3	137.5	167.4	189.6	209.4	183.7	152.4	167.1	132.7	178.5	174.2	139.6	1938.4

注1) 表中の) の値は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。必要な資料数は、要素又は現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

注2) 最多風向の年間値は、最も多い風向を用いた。

注3) 近江八幡地域気象観測所は、降水量の測定のみである。

出典：「過去の気象データ・ダウンロード 近江八幡」（令和5年4月現在、気象庁HP）

「過去の気象データ・ダウンロード 東近江」（令和5年4月現在、気象庁HP）

(2) 周囲の年間風向・風速

調査区域における風向・風速の概況は、表4-1-3に示すとおりです。

彦根地方気象台の年間の風向は、1月から11月は北西の風の頻度が高く、12月は南南東の風の頻度が高い結果となっています。風速の平年値は、年間を通して2.4m/s～4.0m/sで推移しています。

また、東近江地域気象観測所の年間の風向は、1月から2月は北西、3月から4月及び9月から10月は北北西、5月から8月は南東、11月から12月は東南東の風の頻度が高い結果となっています。風速の平年値は、年間を通して1.5m/s～2.3m/sで推移しています。

表 4-1-3(1) 風向・風速の概況（彦根地方気象台 年間）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均風速 [m/s]	3.7	4.0	3.3	2.8	2.5	2.4	2.5	2.5	2.9	3.1	2.9	3.7	3.0
最多風向 (16方位)	北西	南南東	北西										

注) 平均風速の平年値、最多風向は、1991～2020年までの30年間の値を示す。

出典：「過去の気象データ・ダウンロード 彦根」（令和5年4月現在、気象庁HP）

表 4-1-3(2) 風向・風速の概況（東近江地域気象観測所 年間）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均風速 [m/s]	1.9	2.1	2.3	2.2	2.0	1.6	1.5	1.6	1.8	1.7	1.6	1.7	1.8
最多風向 (16方位)	北西	北西	北北西	北北西	南東	南東	南東	南東	北北西	北北西	東南東	東南東	北北西

注) 平均風速の平年値、最多風向は、1991～2020年までの30年間の値を示す。

出典：「過去の気象データ・ダウンロード 東近江」（令和5年4月現在、気象庁HP）

1.2 大気質の状況

調査区域における大気汚染常時監視局の概要は表 4-1-4 に、大気汚染常時監視局位置図は図 4-1-1 に示すとおりです。

調査区域には、一般環境大気測定局（以下、「一般局」とします。）が彦根局、八幡局及び東近江局の 3 局あります。また、有害大気汚染物質測定局が彦根局及び東近江局の 2 局、ダイオキシン類測定局が東近江局の 1 局あります。なお、自動車排出ガス測定局はありませんでした。

また、調査区域において、一酸化炭素は測定されておりません。

表 4-1-4 大気汚染常時監視局の概要

区分	番号	測定局名	市町名	測定項目							
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	窒素酸化物	微小粒子状物質	炭化水素	有害大気汚染物質	ダイオキシン類
一般局	1	彦根局	彦根市		○	○	○	○		○	
	2	八幡局	近江八幡市	○	○	○	○	○			
	3	東近江局	東近江市	○	○	○	○	○	○	○	○

注 1) 有害大気汚染物質測定は、彦根局と東近江局で実施されている。

注 2) ダイオキシン類測定は、東近江局で実施されている。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

(1) 二酸化硫黄

調査区域における二酸化硫黄の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4-1-5 に示すとおりです。

令和 3 年度の二酸化硫黄の日平均値の 2%除外値は 0.002ppm であり、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4-1-5 二酸化硫黄(SO₂)の測定結果及び環境基準達成状況（令和 3 年度）

区分	測定局名	市町名	年平均値 [ppm]	1時間値 の最高値 [ppm]	1時間値が 0.10ppm を超えた 時間数 [時間]	日平均値 が0.04ppm を超えた 日数 [日]	日平均 値の2% 除外値 [ppm]	日平均値が 0.04ppmを 越えた日が 2日以上連 続したこと の有無 (有×無○)	環境基準の 達成状況 (達成○・ 非達成×	
									長期	短期
一般局	八幡局	近江八幡市	0.002	0.010	0	0	0.002	○	0	○ ○
	東近江局	東近江市	0.001	0.006	0	0	0.002	○	0	○ ○

【環境基準(長期的評価)】1年間にわたる日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が0.04ppm以下であること、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

【環境基準(短期的評価)】1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.10ppm以下であること。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

「大気汚染に係る環境基準」（令和 5 年 4 月現在、環境省 HP）

「大気汚染状況に関する環境基準の評価方法」（令和 5 年 4 月現在、環境省 HP）

(2) 浮遊粒子状物質

調査区域における浮遊粒子状物質の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4-1-6 に示すとおりです。

令和 3 年度の浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.026～0.03mg/m³ であり、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4-1-6 浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果及び環境基準達成状況（令和 3 年度）

区分	測定局名	市町名	年平均値 [mg/m ³]	1時間値 の最高値 [mg/m ³]	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数 [時間]	日平均値が 0.10mg/m ³ を 越えた日数 [日]	日平均値の 2%除外値 [mg/m ³]	環境基準の 長期的評価に よる日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数 [日]	環境基準の 達成状況 (達成○・ 非達成×	
									長期	短期
一般局	彦根局	彦根市	0.016	0.099	0	0	0.030	0	○	○
	八幡局	近江八幡市	0.012	0.085	0	0	0.026	0	○	○
	東近江局	東近江市	0.015	0.068	0	0	0.030	0	○	○

【環境基準(長期的評価)】1年間にわたる日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

【環境基準(短期的評価)】1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

「大気汚染に係る環境基準」（令和 5 年 4 月現在、環境省 HP）

「大気汚染状況に関する環境基準の評価方法」（令和 5 年 4 月現在、環境省 HP）

(3) 光化学オキシダント

調査区域における光化学オキシダントの測定結果及び環境基準達成状況は、表 4-1-7 に示すとおりです。

令和 3 年度の光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値は 0.036~0.037ppm であり、いずれの地点も 0.06ppm を超えた日数及び時間数があることから、全ての測定局で環境基準を超過しています。

表 4-1-7 光化学オキシダント (Ox) の測定結果及び環境基準達成状況（令和 3 年度）

区分	測定局名	市町名	昼間の 1時間値の 年平均値 [ppm]	昼間の 1時間値の 最高値 [ppm]	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数及び時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた 日数及び時間数		環境基準 の達成状況 (達成○・ 非達成×)
					[日]	[時間]	[日]	[時間]	
一般局	彦根局	彦根市	0.037	0.087	54	225	0	0	×
	八幡局	近江八幡市	0.037	0.088	44	224	0	0	×
	東近江局	東近江市	0.036	0.090	45	226	0	0	×

【環境基準】1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

「大気汚染に係る環境基準」（令和 5 年 4 月現在、環境省 HP）

(4) 窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素）

調査区域における窒素酸化物の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4-1-8 に示すとおりです。

令和 3 年度の二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値は 0.015ppm であり、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4-1-8 窒素酸化物の測定結果及び環境基準達成状況（令和 3 年度）

区分	測定局名	市町名	二酸化窒素 (NO ₂)					一酸化窒素 (NO)	
			年平均値 [ppm]	1時間値の 最高値 [ppm]	日平均値の 年間 98% 値 [ppm]	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数 [日]	環境基準 の達成状況 (達成○・ 非達成×)	年平均値 [ppm]	1時間値の 最高値 [ppm]
一般局	彦根局	彦根市	0.006	0.032	0.015	0	○	0.001	0.045
	八幡局	近江八幡市	0.005	0.031	0.015	0	○	0.001	0.026
	東近江局	東近江市	0.005	0.034	0.015	0	○	0.001	0.035

【二酸化窒素に係る環境基準（評価方法）】1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

「大気汚染に係る環境基準」（令和 5 年 4 月現在、環境省 HP）

(5) 微小粒子状物質

調査区域における微小粒子状物質の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4-1-9 に示すとおりです。

令和 3 年度の微小粒子状物質の年平均値は $8.6 \sim 9.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4-1-9 微小粒子状物質(PM_{2.5})の測定結果及び環境基準達成状況(令和 3 年度)

区分	測定局名	市町名	年平均値 [$\mu\text{g}/\text{m}^3$]	日平均値 の最高値 [$\mu\text{g}/\text{m}^3$]	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 [日]	日平均値の 年間98%値 [$\mu\text{g}/\text{m}^3$]	環境基準 の達成状況 (達成○・ 非達成×
一般局	彦根局	彦根市	9.1	29.2	0	20.8	○
	八幡局	近江八幡市	8.6	31.6	0	21.9	○
	東近江局	東近江市	9.1	27.1	0	22.1	○

【環境基準】1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

「大気汚染に係る環境基準」（令和 5 年 4 月現在、環境省 HP）

(6) 炭化水素（メタン及び非メタン炭化水素）

調査区域における非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素の測定結果は、表 4-1-10 に示すとおりです。

令和 3 年度の非メタン炭化水素の測定結果について、指針値の 0.20ppmC を超えた日数は 17 日（4.7%）、 0.31ppmC を超えた日数は 2 日（0.5%）です。

表 4-1-10(1) 非メタン炭化水素(NMHC)の測定結果(令和 3 年度)

区分	測定局名	市町名	年平均値 [ppmC]	6～9時 における 年平均値 [ppmC]	6～9時における 3時間平均値		6～9時における3時間平 均値が 0.20ppmC を超 えた日数とその割合	6～9時における3時間平 均値が 0.31ppmC を超 えた日数とその割合		
					最高値 [ppmC]	最低値 [ppmC]				
一般局	東近江局	東近江市	0.09	0.11	0.76	0.04	17	4.7	2	0.5

【指針値】午前 6 時～9 時の 3 時間平均値が $0.20 \sim 0.31\text{ppmC}$ 以下であること。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針に関する報告」

（昭和 51 年 7 月 30 日、中央公害対策審議会大気部会 炭化水素に係る環境基準専門委員会）

表 4-1-10(2) メタン(CH₄)及び全炭化水素(T-HC)の測定結果(令和 3 年度)

区分	測定局名	市町名	メタン(CH ₄)				全炭化水素(T-HC)			
			年平均値 [ppmC]	6～9時 における 年平均値 [ppmC]	6～9時における 3時間平均値		年平均値 [ppmC]	6～9時 における 年平均値 [ppmC]	6～9時における 3時間平均値	
					最高値 [ppmC]	最低値 [ppmC]			最高値 [ppmC]	最低値 [ppmC]
一般局	東近江局	東近江市	2.01	2.04	2.25	1.85	2.11	2.15	2.83	1.9

注) メタン(CH₄)及び全炭化水素(T-HC)には、環境基準及び指針値はない。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

(7) 有害大気汚染物質

調査区域における有害大気汚染物質の測定結果は、表 4-1-11 に示すとおりです。

令和 3 年度の有害大気汚染物質は、環境基準及び指針値が設定されている項目について、いずれの地点でも全ての項目で環境基準及び指針値を達成しています。

表 4-1-11 有害大気汚染物質の測定結果(令和 3 年度)

項目	測定局名 単位	1	3	環境基準 (指針値)
		彦根局	東近江局	
ベンゼン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.48	0.55	3以下
トリクロロエチレン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.055	0.079	130以下
テトラクロロエチレン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.051	0.062	200以下
ジクロロメタン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	4.9	1.0	150以下
アクリロニトリル	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.019	0.015	(2以下)
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.017	0.016	(10以下)
クロロホルム	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.14	0.13	(18以下)
1, 2-ジクロロエタン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.13	0.13	(1.6以下)
1, 3-ブタジエン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.021	0.035	(2.5以下)
トルエン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	2.8	2.9	—
塩化メチル	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	1.6	1.5	(94以下)
ホルムアルデヒド	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	2.9	2.4	—
アセトアルデヒド	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	1.2	1.1	(120以下)
酸化エチレン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	—	0.04	—
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	—	0.004	—
マンガン及びその化合物	ng/m^3	—	0.65	(140以下)
ニッケル化合物	ng/m^3	—	0.1	(25以下)
クロム及びその化合物	ng/m^3	—	0.092	—
ヒ素及びその化合物	ng/m^3	—	0.05	(6以下)
水銀及びその化合物	ng/m^3	—	0.97	(40以下)
ベンゾ [a] ピレン	ng/m^3	—	0.096	—
キシレン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.59	0.82	—
エチルベンゼン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.5	0.67	—
スチレン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.87	0.72	—
クロロベンゼン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.021	0.029	—
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.085	0.13	—
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.32	0.49	—
N, N-ジメチルホルムアミド	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	—	0.10	—
N, N-ジメチルアセトアミド	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	—	0.029	—

注 1) 測定結果の “—” は、測定を実施していないことを示す。

注 2) 環境基準(指針値)の “()” は指針値、“—” は環境基準及び指針値がないことを示す。

注 3) 測定地点番号は図 4-1-1 に対応している。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

「大気汚染に係る環境基準」（令和 5 年 4 月現在、環境省 HP）

(8) ダイオキシン類

調査区域におけるダイオキシン類の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4-1-12 に示すとおりです。

ダイオキシン類は、東近江局で測定が実施されており、環境基準を達成しています。

表 4-1-12 ダイオキシン類の測定結果及び環境基準達成状況（令和 3 年度）

測定局名	市町名	年平均値 [pg-TEQ/m ³]	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
東近江局	東近江市	0.0073	○

【環境基準】1 年平均値が 0.6 pg-TEQ/m³ 以下であること。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

「大気汚染に係る環境基準」（令和 5 年 4 月現在、環境省 HP）

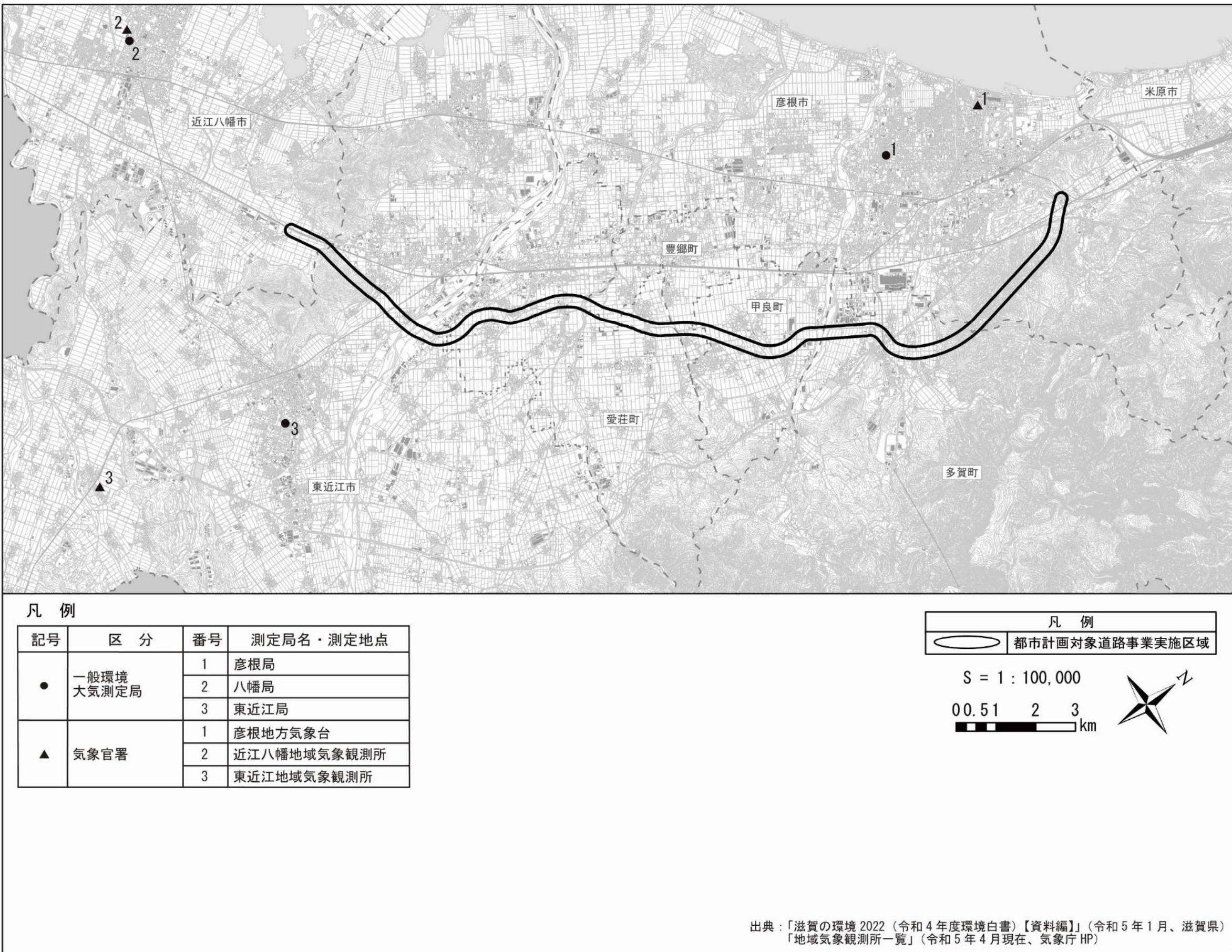


図 4-1-1 気象官署及び大気汚染常時監視局位置図

1.3 騒音の状況

(1) 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音測定結果は表 4-1-13 に、道路交通騒音測定地点位置図は図 4-1-2 に示すとおりです。

調査区域における騒音の測定結果は、58～74dB（昼間）、48～73dB（夜間）であり、騒音に係る環境基準により地域の類型が指定された 46 地点のうち 31 地点で環境基準を達成しており、6 地点で要請限度を超過しています。

表 4-1-13(1) 道路交通騒音測定結果（平成 29～30、令和元～3 年度）

番号	測定地点	路線名	車線数	等価騒音レベル[dB]		環境基準類型 (注 5)	環境基準の適合		要請限度の地域指定 (注 6)	要請限度の適合		報告年度
				昼間	夜間		昼間	夜間		昼間	夜間	
1	東近江市尻無町	名神高速道路	4	58	55	B 地域 幹線道路	○	○	b 区域	○	○	H30
2	米原市中多良	一般国道 8 号	2	66	60		○	○	幹線道路	○	○	R1
3	米原市梅ヶ原	一般国道 8 号	2	74	73		×	×		○	×	R1
4	彦根市鳥居本町	一般国道 8 号	2	73	72		×	×		○	×	H29
5	彦根市南川瀬町	一般国道 8 号	2	72	71		×	×		○	×	H29
6	犬上郡豊郷町大字安食西	一般国道 8 号	2	70	69		○	×		○	○	R3
7	愛知郡愛荘町長野	一般国道 8 号	2	72	71		×	×		○	×	R3
8	愛知郡愛荘町愛知川	一般国道 8 号	2	72	71		×	×		○	×	R3
9	東近江市五個荘竜田町	一般国道 8 号	2	70	68		○	×		○	○	H30
10	近江八幡市馬淵町	一般国道 8 号	2	71	70		×	×		○	○	R3
11	彦根市幸町	一般国道 306 号	3	72	70		×	×		○	○	H30
12	犬上郡甲良町大字金屋	一般国道 307 号	2	70	66		○	×		○	○	R3
13	東近江市平柳町	一般国道 307 号	2	71	67		×	×		○	○	R1
14	近江八幡市武佐町	一般国道 421 号	2	65	60		○	○		○	○	R2
15	東近江市野口町	一般国道 421 号	2	71	65		×	○		○	○	R1
16	東近江市林田町	一般国道 421 号	2	69	64		○	○		○	○	H30
17	東近江市下麻生町	一般国道 477 号	2	63	54		○	○		○	○	R3
18	彦根市馬場 2 丁目 2	大津能登川長浜線	2	70	67		○	×		○	○	H30
19	彦根市城町 2 丁目 4	大津能登川長浜線	2	66	59		○	○		○	○	H30
20	彦根市後三条町	大津能登川長浜線	2	65	59		○	○		○	○	H30
21	東近江市林町	大津能登川長浜線	2	65	57		○	○		○	○	R1
22	近江八幡市浅小井町	大津能登川長浜線	2	66	60		○	○		○	○	R3
23	東近江市五個荘築瀬町	今築瀬線	2	69	62		○	○		○	○	R2
24	彦根市戸賀町	彦根環状線	4	68	62		○	○		○	○	R1
25	彦根市大藪町	彦根環状線	2	66	58		○	○		○	○	R1
26	彦根市松原町	彦根米原線	2	67	63		○	○		○	○	R3
27	米原市下多良	彦根米原線	2	64	62		○	○		○	○	R3
28	彦根市西今町	神郷彦根線	2	63	56		○	○		○	○	R2
29	彦根市安食中町	神郷彦根線	2	64	54		○	○		○	○	R2
30	犬上郡甲良町大字横関	甲良多賀線	2	71	64		×	○		○	○	R3
31	犬上郡多賀町大字土田	甲良多賀線	2	69	64		○	○		○	○	R3
32	東近江市佐野町	栗見八日市線	2	66	59		○	○		○	○	R2
33	東近江市長勝寺町	佐生今線	2	59	48		○	○		○	○	R2
34	東近江市小川町	福堂今線	2	62	52		○	○		○	○	R2
35	東近江市市辺町	高木八日市線	2	63	56		○	○		○	○	R3
36	東近江市綺田町	桜川西中寺線	2	65	56		○	○		○	○	R3
37	東近江市上南町	桜川西竜王線	2	65	57		○	○		○	○	R3
38	東近江市横溝町	湖東彦根線	2	63	55		○	○		○	○	H29
39	東近江市小田苅町	彦根八日市甲西線	2	68	62		○	○		○	○	R1
40	彦根市古沢町	彦根城線	2	68	64		○	○		○	○	R3

表 4-1-13(2) 道路交通騒音測定結果（平成 29～30、令和元～3 年度）

番号	測定地点	路線名	車線数	等価騒音レベル[dB]		環境基準類型（注 5）	環境基準の適合		要請限度の地域指定（注 6）	要請限度の適合		報告年度
				昼間	夜間		昼間	夜間		昼間	夜間	
41	彦根市本町 3 丁目 1	彦根近江八幡線	2	61	54	幹線道路	○	○	幹線道路	○	○	R1
42	彦根市大藪町	彦根近江八幡線	2	74	72		×	×		○	×	R1
43	近江八幡市多賀町	大津守山近江八幡線	2	65	57		○	○		○	○	R1
44	近江八幡市東町	大房東横関線	2	69	65		○	○		○	○	R1
45	近江八幡市中小森町	近江八幡守山線	2	65	59		○	○		○	○	R2
46	近江八幡市大森町	近江八幡守山線	2	65	55		○	○		○	○	R3

注 1) 時間の区分は、昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00

注 2) []：環境基準が非達成である時間帯

注 3) 環境基準 [○：達成 ×：非達成]、要請限度 [○：達成 ×：非達成]

要請限度は、環境基準の適合を目的とした測定結果を基に参考として適合状況を記載した。

注 4) 幹線道路：幹線交通を担う道路に近接する空間

注 5) 道路交通騒音における環境基準類型と基準値との関係は、以下のとおりである。

道路に面する地域 A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域

　　昼間：60dB 以下、夜間：55dB 以下

B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域

　　昼間：65dB 以下、夜間：60dB 以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、環境基準類型にかかわらず、

基準値は昼間：70dB 以下、夜間：65dB 以下とする。

注 6) 要請限度の地域指定種別と限度値との関係は、以下のとおりである。

a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域

　　昼間：65dB、夜間：55dB

a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域

　　昼間：70dB、夜間：65dB

b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域

　　昼間：75dB、夜間：70dB

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、地域指定種別にかかわらず、

限度値は昼間：75dB、夜間：70dB とする。

出典：「自動車騒音の常時監視結果 Light 版」（令和 5 年 4 月現在、国立研究開発法人国立環境研究所 HP）

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号）

「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）

(2) 一般環境騒音

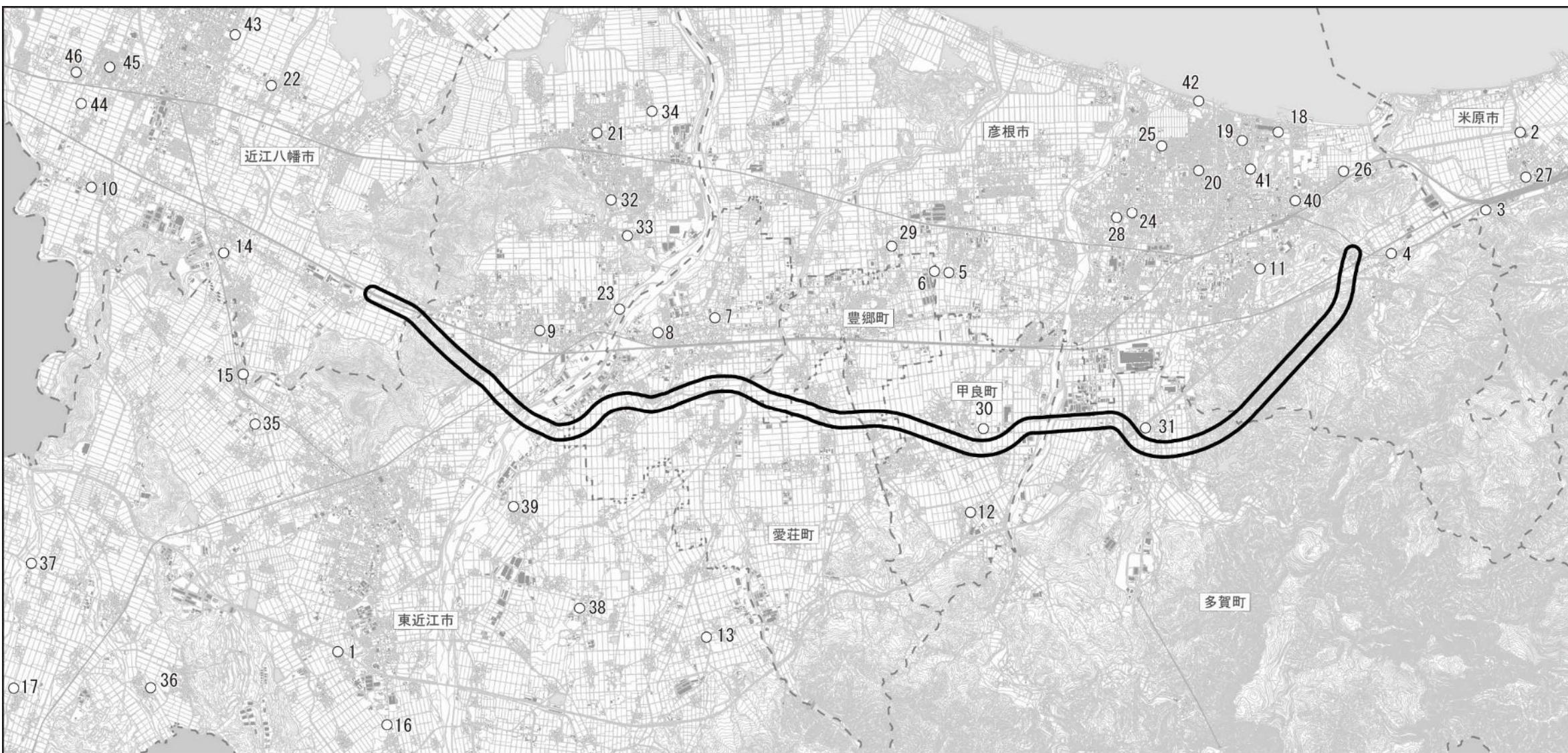
調査区域における一般環境騒音に係る既存資料はありません。

1.4 振動の状況

調査区域における振動に係る既存資料はありません。

1.5 その他の状況

調査区域における低周波音に係る既存資料はありません。



凡例

記号	番号	測定地点	記号	番号	測定地点	記号	番号	測定地点	記号	番号	測定地点
○	1	東近江市尻無町		16	東近江市林田町		31	犬上郡多賀町大字土田	○	46	近江八幡市大森町
	2	米原市中多良		17	東近江市下麻生町		32	東近江市佐野町			
	3	米原市梅ヶ原		18	彦根市馬場2丁目4		33	東近江市長勝寺町			
	4	彦根市鳥居本町		19	彦根市城町2丁目4		34	東近江市小川町			
	5	彦根市南川瀬町		20	彦根市後三条町		35	東近江市市辺町			
	6	犬上郡豊郷町大字安食西		21	東近江市林町		36	東近江市綺田町			
	7	愛知郡愛莊町長野		22	近江八幡市浅小井町		37	東近江市上南町			
	8	愛知郡愛莊町愛知川		23	東近江市五個荘築瀬町		38	東近江市横溝町			
	9	東近江市五個荘竜田町		24	彦根市戸賀町		39	東近江市小田莉町			
	10	近江八幡市馬淵町		25	彦根市大藪町		40	彦根市古沢町			
	11	彦根市幸町		26	彦根市松原町		41	彦根市本町3丁目1			
	12	犬上郡甲良町大字金屋		27	米原市下多良		42	彦根市大藪町			
	13	東近江市平柳町		28	彦根市西今町		43	近江八幡市多賀町			
	14	近江八幡市武佐町		29	彦根市安食中町		44	近江八幡市東町			
	15	東近江市野口町		30	犬上郡甲良町大字横関		45	近江八幡市中小森町			

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域

S = 1 : 100,000

0 0.5 1 2 3 km



出典：「自動車騒音の常時監視結果 Light 版」（令和 5 年 4 月現在、国立研究開発法人国立環境研究所 HP）

図 4-1-2 道路交通騒音測定地点位置図

2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

2.1 水象の状況

調査区域における河川及び湖沼は表 4-1-14 に、主要な湧水は表 4-1-15 に、河川及び湖沼、主要な湧水位置図は図 4-1-3 に示すとおりです。

調査区域には、主な湖沼として琵琶湖、琵琶湖沿いに西の湖、伊庭内湖、曾根沼等の内湖があります。主な河川としては芹川、犬上川、宇曽川、愛知川等があります。また、主な湧水として十王村の水、弘法池湧水等があります。

表 4-1-14(1) 河川及び湖沼

区分	水系等	名称	
河川	淀川水系	琵琶湖	
		天野川	菜種川 和佐川 丹生川※1 総谷川
		今江川	
		入江川	磯北川
		磯川	
		矢倉川	小野川 上矢倉川 寒谷川
		芹川	早川 赤田川 水谷川 エチガ谷 南谷川 支谷 白谷 アサハギ谷 四手川 南四手川 尾谷川 高松川
		平田川	
		野瀬川	
		犬上川	太田川 車戸川 四の井川 正楽寺川 佃川 小屋寺川 小森池川 境谷 大杉川 犬上川北流 宮谷川 南後谷川
		江面川	
		安食川	

表 4-1-14(2) 河川及び湖沼

区分	水系等	名称								
河川	淀川水系	宇曾川	豊郷川 新愛知川 岩倉川 南川 寺川 錢取川 小増川 安壺川 南川 淵川 五の谷川 南側川 ドン川 北川 文録川							
		額戸川	室戸川 不飲川							
愛知川		大同川	加領川 経田川	瓜生川 須田川 宮荘川 天保川 三田川 地蔵川 石馬寺川 シル谷川 山路川 躰光寺川 五位田川 新川 大同川放水路						
			長命寺川 ^{※2}	長命寺川 ^{※2}	黒橋川 三明川 三明川放水路 江岸川 平和川 西の湖 蛇砂川 山本川 蛇砂川北流 宮立川 安土川					
					白鳥川	白鳥川	藤間川 御沢川 布引川 平田大川			
							大惣川	日野川	二重川 佐久良川 大同川 古川 須川	
									日野川	二重川 佐久良川 大同川 古川 須川

表 4-1-14(3) 河川及び湖沼

区分	水系等	名称	
湖沼、溜池	淀川水系	芹川	芹川ダム
		宇曾川	宇曾川ダム
		大同川	伊庭内湖
	—	—	宮溜
		—	恵美須溜
		—	大門池
		—	高宮池
		—	曾根沼
		—	野田沼
		—	布施溜池

注) 名称不明の河川は、図中ラベル及び本表には記載していない。

※1) 丹生川は図中にはないが、天野川の支流にあたる河川である。

※2) 長命寺川は図中にはないが、黒橋川や西の湖の河口にあたる河川である。

出典：「国土数値情報（河川）」（令和5年4月現在、国土交通省HP）

「国土数値情報（湖沼）」（令和5年4月現在、国土交通省HP）

表 4-1-15 主要な湧水

番号	名称	所在地
1	十王村の水	彦根市西今町
2-1	浅小井町湧水（上の湧水公園）	近江八幡市浅小井町
2-2	浅小井町湧水（湧水の里）	
3	金剛寺湧水	近江八幡市金剛寺町
4	野田町湧水	近江八幡市野田町
5	北川湧水	近江八幡市安土町常楽寺
6	音堂湧水	
7	梅の川	
8	山比古湧水	愛知郡愛荘町松尾寺
—	軽野湧水	愛知郡愛荘町軽野
9	大日池湧水	甲良町正楽寺
10	弘法池湧水	甲良町長寺
—	河合不動明王の湧水	多賀町河内山女原付近
—	佐目の出壺	多賀町佐目
—	名称不明	多賀町杉～保月
—	名称不明	多賀町河内宮前

注) 番号が“—”は、所在地が不明のものを示す。

出典：「湧水保全ポータルサイト」（令和5年4月現在、環境省HP）

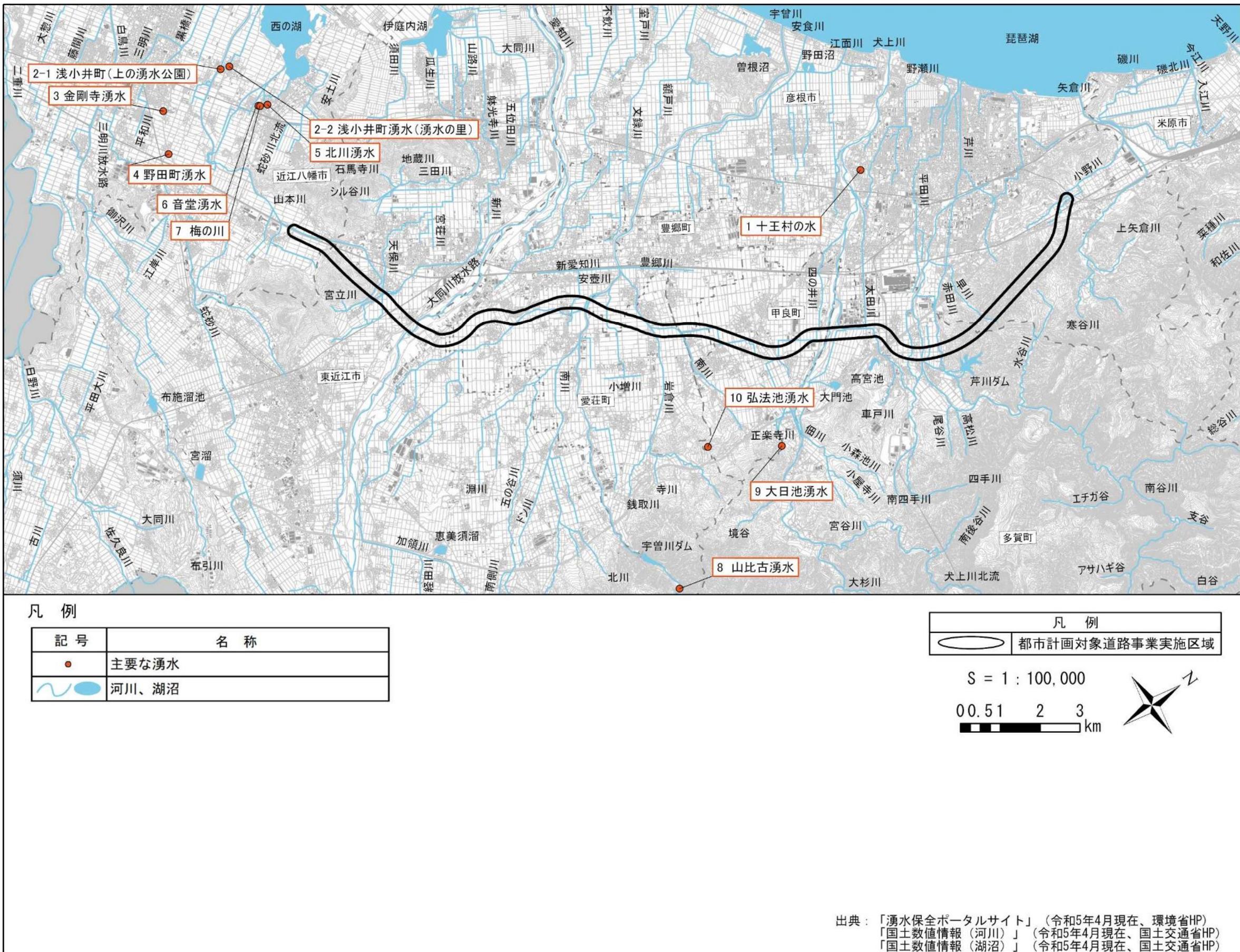


図 4-1-3 河川及び湖沼、主要な湧水位置図

2.2 水質の状況

調査区域における公共用水域（環境基準点）の水質測定結果は表 4-1-16 に、水質測定地点位置図は図 4-1-4 に示すとおりです。

調査区域では、令和 3 年度に 6 地点で生活環境項目及び健康項目の測定が行われています。

生活環境項目については、犬上川、宇曽川及び天野川では BOD、SS、DO 及び pH は環境基準を達成していますが、大腸菌群数は犬上川及び天野川で環境基準を超過しています。また、琵琶湖の石寺及び天野川沖では DO、全窒素及び全りんは環境基準を達成していますが、COD、SS、pH 及び大腸菌群数は環境基準を超過しています。琵琶湖の彦根港沖では DO 及び全りんは環境基準を達成していますが、COD、SS、pH、大腸菌群数及び全窒素は環境基準を超過しています。

健康項目については、すべての地点で環境基準を達成しています。

なお、調査区域内において水質のダイオキシン類測定は実施されていません。

表 4-1-16(1) 水質測定結果（生活環境項目、令和 3 年度）

番号	河川名	測定地点	環境基準類型	BOD・COD [mg/L]		SS [mg/L]		DO [mg/L]	
				測定結果 (日間平均値 の年間75%値)	環境基準	測定結果 (日間平均値 の年平均値)	環境基準	測定結果 (日間平均値 の年平均値)	環境基準
1	犬上川	犬上川橋 上流 100m 地点	AA	0.8	1 以下(○)	2	25 以下(○)	10	7.5 以上(○)
2	宇曽川	唐崎橋	B	1.1	3 以下(○)	4	25 以下(○)	9	5 以上(○)
3	天野川	朝妻橋	AA	0.8	1 以下(○)	2	25 以下(○)	10	7.5 以上(○)
-	琵琶湖	石寺	AA II	2.4	1 以下(×)	1.3	1 以下(×)	10.0	7.5 以上(○)
-	琵琶湖	彦根港沖	AA II	2.8	1 以下(×)	1.5	1 以下(×)	10.3	7.5 以上(○)
-	琵琶湖	天野川沖	AA II	2.6	1 以下(×)	1.6	1 以下(×)	10.0	7.5 以上(○)

表 4-1-16(2) 水質測定結果（生活環境項目、令和 3 年度）

番号	河川名	測定地点	環境基準類型	pH		大腸菌群数 [MPN/100mL]	
				測定結果 (最小値～最大値)	環境基準	測定結果 (日間平均値の 年平均値)	環境基準
1	犬上川	犬上川橋 上流 100m 地点	AA	7.3～8.1	6.5～8.5(○)	1,774	50 以下(×)
2	宇曽川	唐崎橋	B	7.4～7.9	6.5～8.5(○)	3,029	5,000 以下(○)
3	天野川	朝妻橋	AA	7.5～8.2	6.5～8.5(○)	409	50 以下(×)
-	琵琶湖	石寺	AA II	7.8～8.8	6.5～8.5(×)	1,860	50 以下(×)
-	琵琶湖	彦根港沖	AA II	7.7～8.9	6.5～8.5(×)	431	50 以下(×)
-	琵琶湖	天野川沖	AA II	7.7～9.0	6.5～8.5(×)	190	50 以下(×)

表 4-1-16(3) 水質測定結果（生活環境項目、令和 3 年度）

番号	河川名	測定地点	環境基準類型	全窒素[mg/L]		全りん[mg/L]	
				測定結果 (日間平均値の 年平均値)	環境基準	測定結果 (日間平均値の 年平均値)	環境基準
1	犬上川	犬上川橋 上流 100m 地点	AA	0.62	—	0.02	—
2	宇曽川	唐崎橋	B	1.06	—	0.058	—
3	天野川	朝妻橋	AA	0.76	—	0.034	—
-	琵琶湖	石寺	AA II	0.19	0.2 以下(○)	0.008	0.01 以下(○)
-	琵琶湖	彦根港沖	AA II	0.21	0.2 以下(×)	0.009	0.01 以下(○)
-	琵琶湖	天野川沖	AA II	0.20	0.2 以下(○)	0.008	0.01 以下(○)

注 1) 番号が “—” は、詳細な測定位置が不明のものを示す。

注 2) 環境基準が “—” は、環境基準が設定されていないことを示す。

注 3) 年間 75% 値は、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値を示す。

注 4) 犬上川、宇曽川及び天野川は BOD、琵琶湖は COD の値を示す。

注 5) 琵琶湖の年平均値は、月別の測定結果を平均した値である。なお、定量下限値の場合は、定量下限値を用いて算出した。

注 6) 大腸菌群数 (MPN/100mL) は、令和 4 年度より生活環境項目から削除され、新たに大腸菌数 (CFU/100mL) が追加されたが、本結果は令和 3 年度のデータのため、大腸菌群数 (MPN/100mL) の測定結果及び環境基準を記載した。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 4-1-16(4) 水質測定結果（健康項目、令和 3 年度）

項目	測定地点 犬上川 犬上川橋 上流100m 地点	1	2	3	-	-	-	環境基準 [mg/L]
		宇曽川 唐崎橋	天野川 朝妻橋	琵琶湖 石寺	琵琶湖 彦根港沖	琵琶湖 天野川沖		
最大値 [mg/L]								
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	0.003以下	
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	検出されな いこと	
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	0.01以下	
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	—	—	—	0.02以下	
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	0.01以下	
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	0.0005以下	
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	検出されな いこと	
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	0.02以下	
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	0.1以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	0.04以下	
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	0.006以下	
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	0.01以下	
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	0.01以下	
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	0.002以下	
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	0.006以下	
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	0.003以下	
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	0.02以下	
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	0.01以下	
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	0.01以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.53	1.2	0.7	0.13	0.14	0.15	10以下	
ふつ素	<0.08	0.14	<0.08	—	—	—	0.8以下	
ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	1以下	
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	0.05以下	

注 1) 最大値が “—” は、測定を実施していないことを示す。

注 2) 測定地点番号が “—” は、詳細な測定位置が不明のものを示す。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

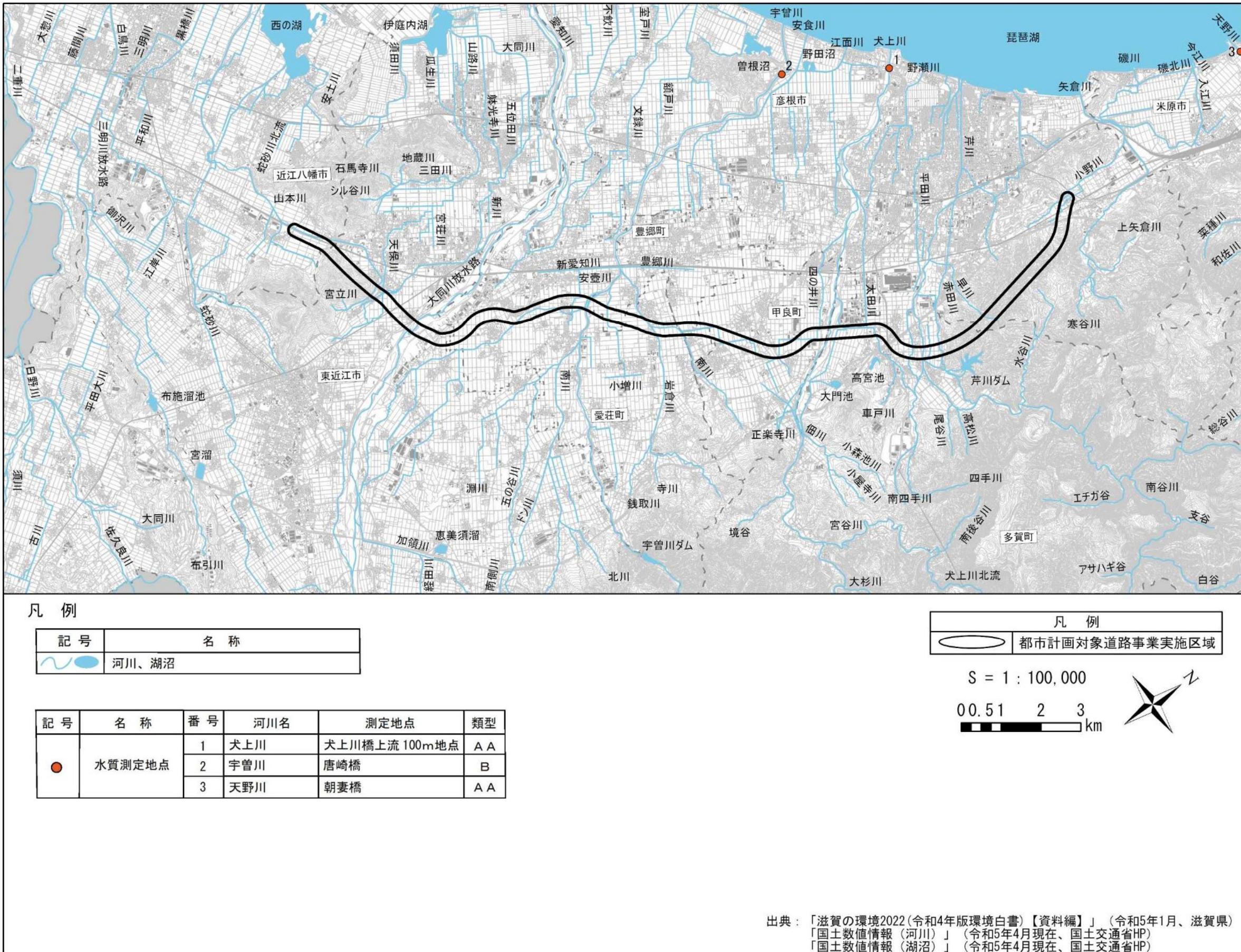


図 4-1-4 水質測定地点位置図

2.3 水底の底質の状況

調査区域における水底の底質に係る既存資料はありません。

2.4 その他の状況

「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）」（令和 5 年 1 月、滋賀県）によると、滋賀県では県下の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査を契機とした調査、過去に有害物質が検出された地区の地下水質の動向を把握するための定期モニタリング調査が実施されています。また、地下水のダイオキシン類調査が実施されています。

調査区域では、令和 3 年度に彦根市で 2 地区、近江八幡市で 1 地区、東近江市で 1 地区、愛荘町で 1 地区、合計 5 地区において地下水質の定期モニタリング調査、豊郷町 1 地区において地下水のダイオキシン類調査が実施されています。

調査区域における地下水質の定期モニタリング結果は表 4-1-17 に示すとおりです。なお、詳細な調査地点位置が不明なため、図示していません。

地下水質については、トリクロロエチレンが東近江市の 1 地区（1 地点）、テトラクロロエチレンが彦根市の 2 地区（4 地点）で環境基準を超過しています。ダイオキシン類については、環境基準を達成しています。

表 4-1-17(1) 地下水質の定期モニタリング調査結果（令和 3 年度）

項目	彦根市		近江八幡市	東近江市	愛荘町	環境基準 [mg/L]
	馬場・城町・長曾根地区	日夏・清崎・南川瀬地区	上田町・千僧供町・長福寺町地区	湯屋町地区	愛知川地区	
最高値 [mg/L]						
調査地点数	11	6	3	1	8	—
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	不検出	不検出	0.0002	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	—	—	不検出	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1 以下
1,2-ジクロロエタン	0.038	不検出	0.025	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	不検出	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	不検出	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.002	不検出	0.005	0.011(1 地点)	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.015(2 地点)	0.055(2 地点)	不検出	不検出	0.008	0.01 以下

注 1) 各測定値の下()内の地点数は、環境基準の超過地点数を示す。

注 2) 最高値が“—”は、測定を実施していないことを示す。

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）

表 4-1-17(2) 地下水質のダイオキシン類調査結果（令和 3 年度）

地区名	市町村	年平均値 [pg-TEQ/L]	環境基準 [pg-TEQ/L]
豊郷町安食西地区	豊郷町	0.065	1 以下

出典：「滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）【資料編】」（令和 5 年 1 月、滋賀県）

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

3. 土壤及び地盤の状況

3.1 土壤の状況

(1) 土壤の区分及び分布状況

調査区域における土壤図は、図 4-1-5 に示すとおりです。

調査区域には、細粒灰色低地土壤や礫質灰色低地土壤、細粒強グライ土壤等が広く分布しています。山地には乾性褐色森林土壤等が分布しています。

(2) 土壤汚染の状況

調査区域には、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号) の規定により定められた農用地土壤汚染対策地域はありません。

また、「土壤汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号) に基づき指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号) に基づき指定された区域があります。

調査区域における要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況は「第 2 節 社会的状況 7.21 土壤汚染対策法に係る指定地域の指定状況 (P4-2-115)」の表 4-2-34 及び表 4-2-35 に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の指定区域の状況は「第 2 節 社会的状況 7.23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項により指定された区域 (P4-2-116)」の表 4-2-36 に示すとおりです。

(3) ダイオキシン類の状況

調査区域では、令和 3 年度に豊郷町安食西において土壤のダイオキシン類調査が実施されています。土壤のダイオキシン類調査結果は、表 4-1-18 に示すとおりです。

令和 3 年度の調査結果は、環境基準を達成しています。なお、詳細な調査地点位置が不明なため、図示していません。

表 4-1-18 土壤のダイオキシン類調査結果（令和 3 年度）

調査地区	市町村	年平均値 [pg-TEQ/g]	環境基準 [pg-TEQ/g]
豊郷町安食西	豊郷町	0.6	1,000 以下

出典：「滋賀の環境 2022 (令和 4 年版環境白書)【資料編】」(令和 5 年 1 月、滋賀県)

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)

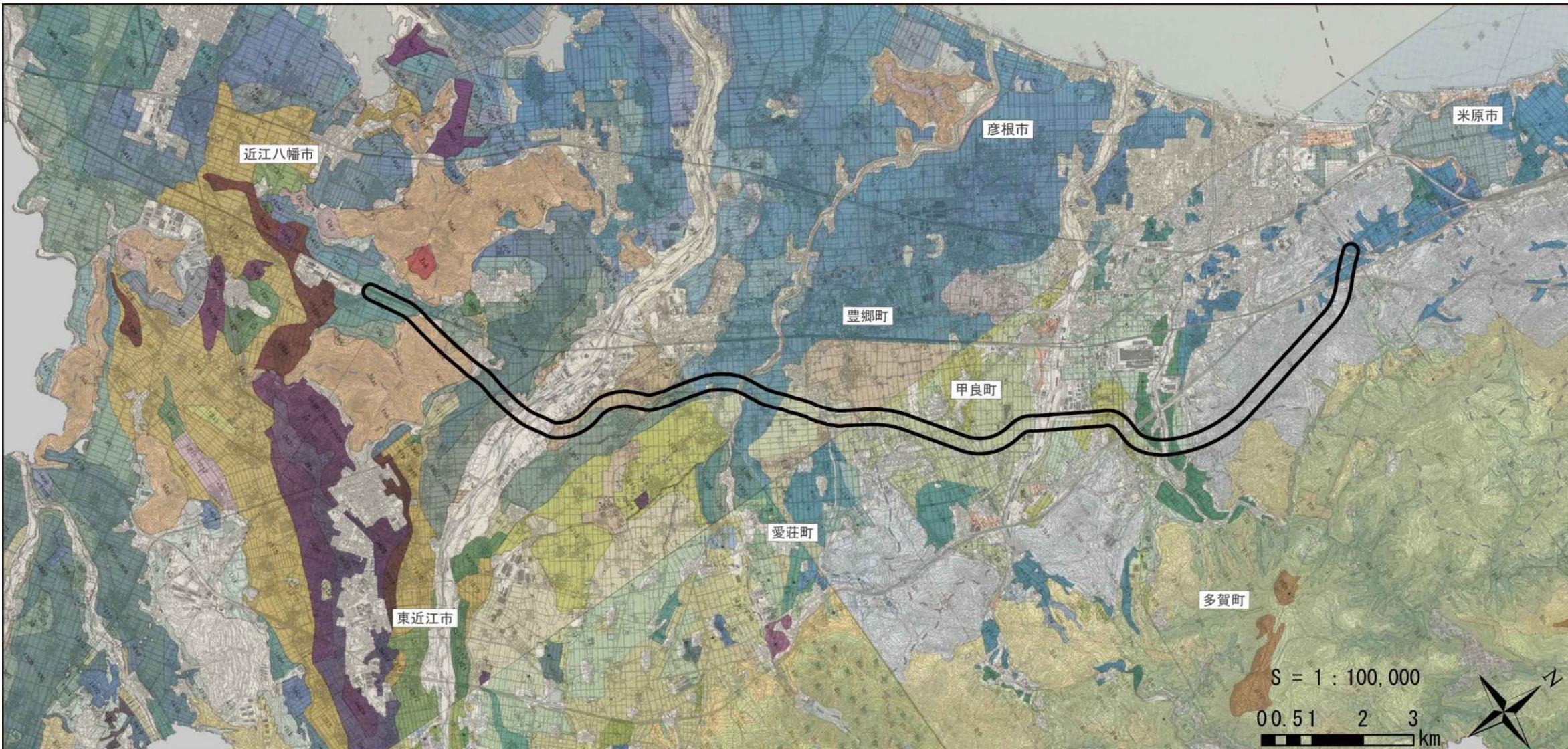
3.2 地盤の状況

(1) 地盤沈下の状況

「令和 3 年度全国の地盤沈下地域の概況」(令和 5 年 3 月、環境省水・大気環境局)によると、調査区域では、地盤沈下は観測されていません。

(2) 観測井に基づく地下水位及び地盤高の変動の状況

「全国地盤環境情報ディレクトリ (令和 3 年度版)」(令和 5 年 4 月現在、環境省 HP)によると、調査区域では、地下水位及び地盤高の変動は確認されていません。



凡例

記号①	記号②	記号③	記号④	名 称	記号①	記号②	記号③	記号④	名 称	記号①	記号②	記号③	記号④	名 称				
Bg	Ba			乾性褐色森林土(樹状・莖果状構造型)				0439	表層腐植質多湿 黒ボク土壌	時庭統	1307	1307	中粗粒灰色低地土壌, 灰色系	加茂統	1419	1415	細粒グライ土壤 保倉統	
Oks		Oks		乾性褐色森林土壤(赤褐系)	奥島統			0435		大田和統	1308	1308		清武統	1416	1416	幡野統	
Kjr			Kjr	乾性褐色森林土壤(黄褐系)	荒神山統			0436		吉岡統		1309		豊中統	1418	1418	千年統	
		Mat		乾性褐色森林土壤	松尾寺統			0603	細粒グライ台地土壤	滝川統	1310	1310	礫質灰色低地土壌, 灰色系	久世田統	1419	1419	浅津統	
		Kit			北畠統	1006			細粒黄色土壤	矢田統	1311	1311	1311	道子野統	1421	1421	新山統	
Bp(d)	Bp(d)			適潤性褐色森林土(偏乾重型)		1202	1202		細粒褐色低地土壤, 斑紋なし	新戒統	1312	1312	1312	國領統	1423	1423	八幡統	
Bp	Bp			適潤性褐色森林土		1203			中粗粒褐色低地土壤, 斑紋なし	芝統	1313		1313	諸橋統	1425		高畠統	
Ink		Ink		褐色森林土壤	猪子山統		1204		細粒褐色低地土壤, 斑紋なし	飯島統	1315	1315	1315	金田統	1426	1426	米里統	
Bt				弱湿润性褐色森林土		1207			礫質褐色低地土壤, 斑紋なし	外城統	1316	1316		多多良統	1428	1428	泥炭土壤 長富統	
iBt				乾性赤色絶縁森林土(樹状・莖果状構造型)		1208	1208	1208	細粒褐色低地土壤, 斑紋あり	中島統		1317	1317	中粗粒灰色低地土壤, 灰褐系	安来統			未区分地
Bt				表層腐植質黑色土				1209		屋形統		1320		礫質灰色低地土壤, 灰褐系	赤池統			
				岩石地		1210		1210		常万統	1321		1321		松本統			
				砂丘未熟土壤	新海統		1211			江刺統		1322	1322		柏山統			
		Jm-1		崩積性未熟土				1212	中粗粒褐色低地土壤, 斑紋あり	荻野統		1324	1324	灰色低地土壤, 下層黒ボク	野市統			
		Jm-2		残積性未熟土				1215	1215	大沢統	1401	1401	1401	細粒強グライ土壤	富曾鬼統			
		Oik			御池統			1217	1217	井尻野統	1402	1402	1402		田川統			
		Er		受土土壤				1301	細粒灰色低地土壤, 灰色系	東和統	1403	1403	1403		西山統			
			Isk	赤色土壤	伊岬統			1302		四倉統	1404	1404	1404		東浦統			
				厚層腐植質多湿黒ボク土壤	深井沢統		1303	1303		佐賀統	1405	1405	1406	中粗粒強グライ土壤	滝尾統			
				表層腐植質多湿 黒ボク土壤	三輪統	1304				藤代統	1407		1407		琴浜統			
					金屋谷統	1305	1305	1305		鴨島統	1408		1408		片桐統			
					石本統	1306	1306	1306		宝田統	1411	1411		穂子統				

出典：「土地分類基本調査（土壤図）」
 ①彦根東部（昭和 62 年 3 月、滋賀県）
 ②彦根西部（昭和 57 年 3 月、滋賀県）
 ③御在所山（平成 2 年 3 月、滋賀県）
 ④近江八幡（昭和 58 年 3 月、滋賀県）

図 4-1-5 土壤図

4. 地形及び地質の状況

4.1 地形の状況

調査区域における地形分類図は、図 4-1-6 に示すとおりです。

調査区域には、山地、丘陵地、台地・段丘、低地が分布しています。

4.2 地質の状況

調査区域における表層地質図は、図 4-1-7 に示すとおりです。

調査区域には、一部で固結堆積物、火成岩積、ほとんどの平野部で礫、泥の未固結堆積物等が分布しています。

4.3 重要な地形及び地質の状況

調査区域における重要な地形は表 4-1-19 に、重要な地形位置図は図 4-1-8 に示すとおりです。

「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版 -危機にある地形-」(平成12年12月、古今書院)によると、調査区域には学術上及び希少性の観点からの重要な地形として、「水郷低地、西の湖」が存在します。

表 4-1-19 重要な地形

名称	カテゴリー	選定基準	保存状況	保全状況	地形の特性
水郷低地、西の湖	III	③	ランク C	国定公園 (琵琶湖)	琵琶湖の内湖は干拓などにより、ほとんど消滅・改変されたが、自然状態のまま残っているのは西の湖が唯一である。湖岸の水生植物や動物群も貴重であるが、開発による消滅・改変の危機にある。

注1) カテゴリーは、以下に示すとおりである。

I : 変動地形 II : 火山地形 III : 河川のつくる地形 IV : 気候を反映した地形

V : 海岸地形 VI : 地質を反映した地形 VII : その他の重要な地形

注2) 選定基準は、以下に示すとおりである。

① : 日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形。

② : ①に準じ、地形学の教育上重要な地形若しくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形。

③ : 多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形。

④ : 動物や植物の生育地として重要な地形。

注3) 保存状況は、以下に示すとおりである。

A : 現在の保存状況がよく、今後もその継続が求められる地形。

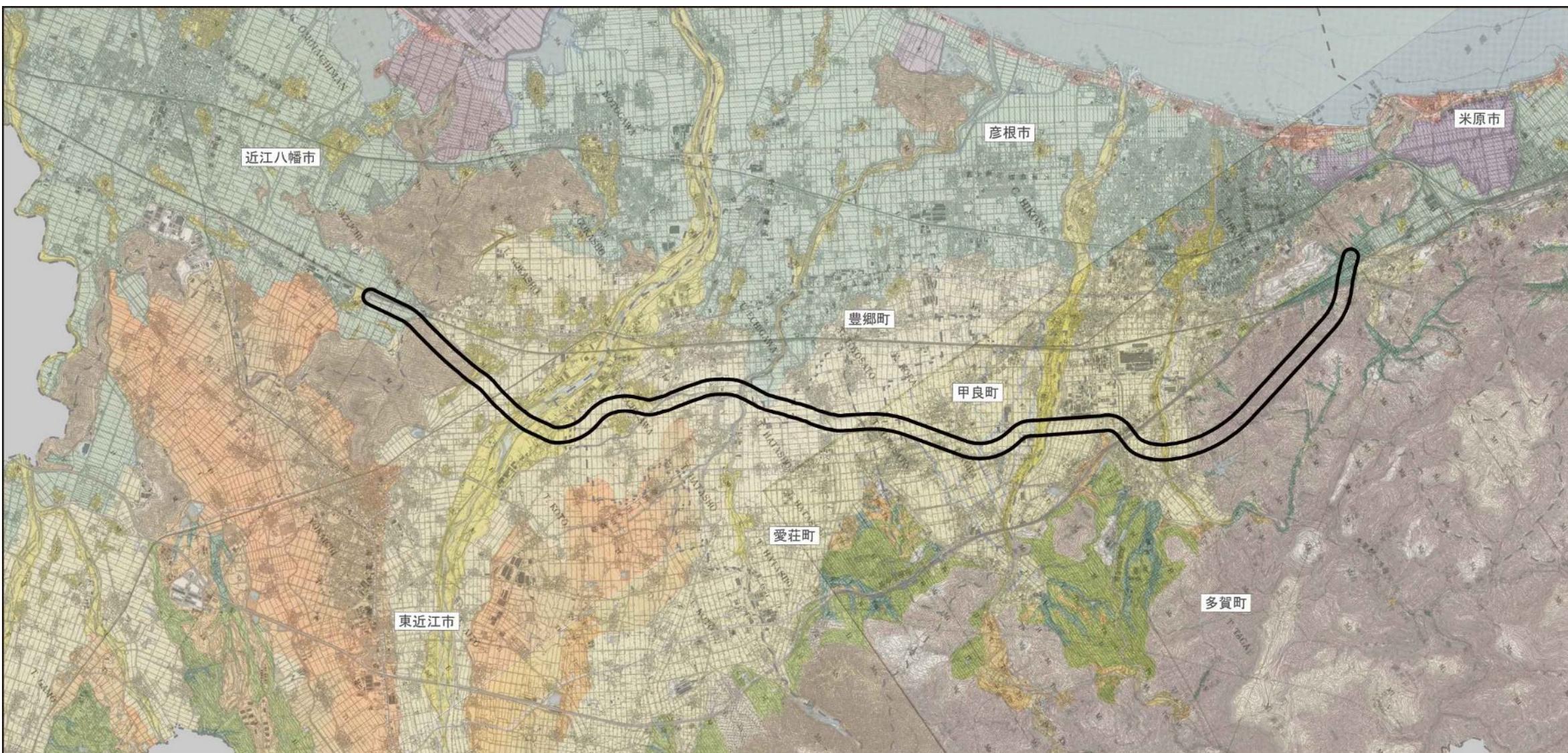
B : 現時点で低強度の破壊を受けている地形。今後、破壊が継続されれば、消滅が危惧される。

C : 現在著しく破壊されつつある地形。また、大規模開発計画などで破壊が危惧される地形。

このランクに属する地形は現状のままでは消滅すると考えられるので、最も緊急な保全が要求される。

D : 重要な地形でありながら、すでに破壊され、現存しない地形。

出典:「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版 -危機にある地形-」(平成12年12月、古今書院)



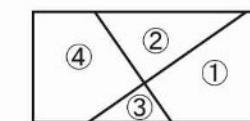
凡例

記号①	記号②	記号③	記号④	名 称	記号①	記号②	記号③	記号④	名 称
山地									
	M		M	一般山地	V		V	V	谷底平野
Mg		Ms		急斜面山地	Fs			Fs	急傾斜扇状地
Mi		Mi		中間斜面山地	F	F	F	F	緩傾斜扇状地
Ml				小起伏地	D	D		D	三角州
Mg		Mg		山頂・(山腹)・山麓緩斜面	Nl	Nl	Nl	Nl	自然堤防
		Mp		山麓地(山麓緩斜面)	B	B	B	B	河原
丘陵地									
H		H	H	丘陵地	Ar		Ar		干拓地
台地・段丘									
Th		Th	Th	上(高)位段丘			Ta		崖錐
Tm		Tm		中位段丘		Br			浜堤および砂礫堆
Tl		Tl	Tl	下(低)位段丘	A		A	A	人工改変地

凡 例	
	都市計画対象道路事業実施区域

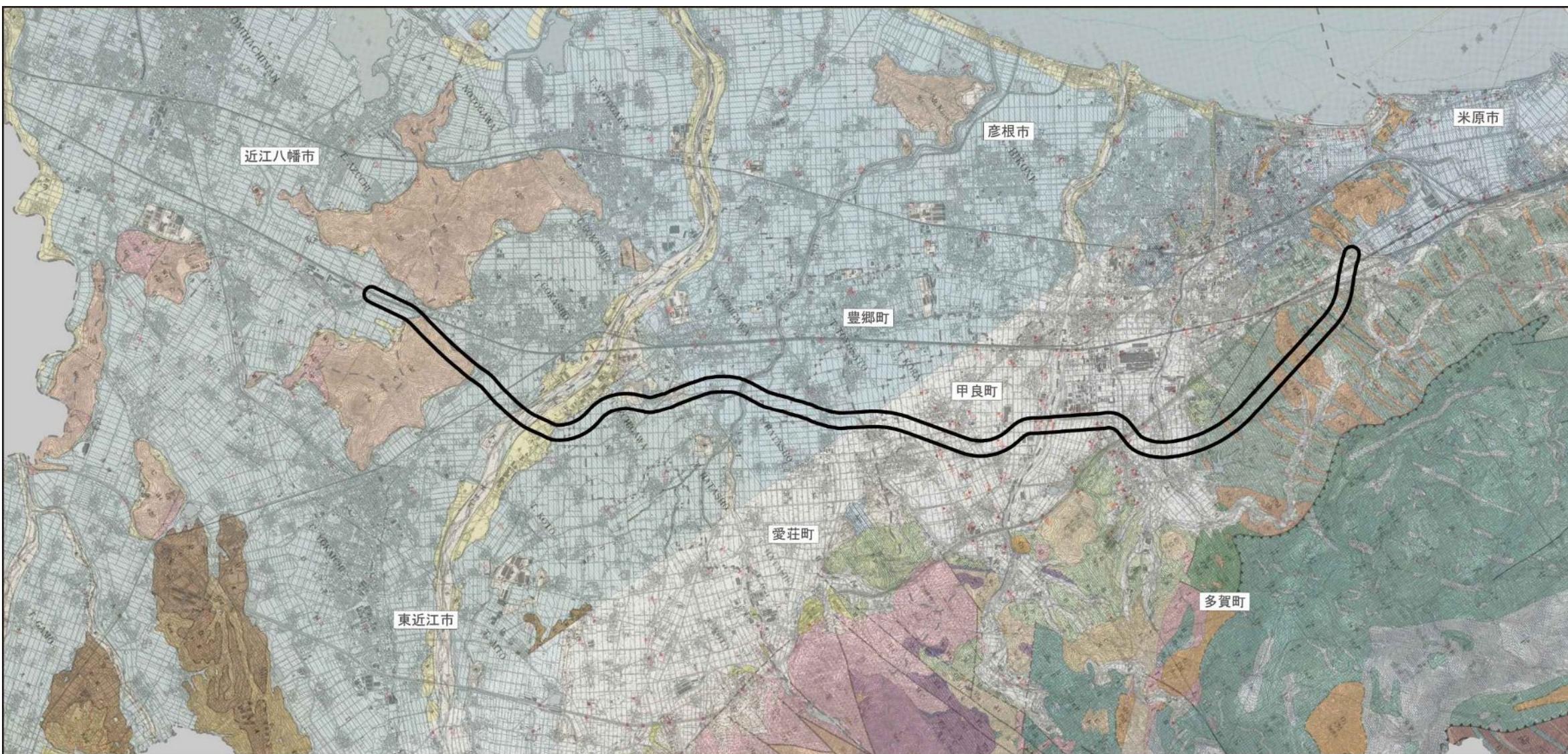
S = 1 : 100,000

0.051 2 3 km



出典：「土地分類基本調査（地形分類図）」
 ①彦根東部（昭和62年3月、滋賀県）
 ②彦根西部（昭和57年3月、滋賀県）
 ③御在所山（平成2年3月、滋賀県）
 ④近江八幡（昭和58年3月、滋賀県）

図 4-1-6 地形分類図



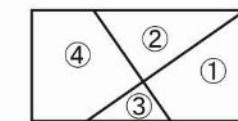
凡例

記号①	記号②	記号③	記号④	名 称	記号①	記号②	記号③	記号④	名 称
未固結堆積物									
				火成岩積					
Ag	g	g	g	礫がち堆積物 - 沖積層	1				黒雲母角閃石花崗斑岩
				礫がち堆積物 - 崖錐	Y				黒雲母角閃石濡紋火碎岩
				礫がち堆積物 - 低位段丘	Ys				火山角礫岩
s		s		砂がち堆積物	H				輝石含有黒雲母角閃石英斑岩
Aim	m	m		泥がち堆積物	ki				かんらん石輝石含有黒雲母角閃石流紋岩溶結凝灰岩
d		d		碎屑物		Y			黒雲母流紋岩、溶結凝灰岩および堅石凝灰岩
半固結堆積物									
				礫質堆積物 - 中位段丘		Wk			角閃石黒雲母流紋デイサイト溶結凝灰岩
				礫質堆積物 - 高位段丘			Gp		花崗斑岩
				礫優位な互層	固結堆積物				
				砂・礫・泥の互層	MH				粘板岩および砂岩 - 米原層
				礫質堆積物 - 鈴鹿山麓の礫層	M1				粘板岩および砂岩 - 道ヶ谷層
				砂礫	R				塩基性火山岩
			s	砂質堆積物	T				石灰岩
				粘土、砂および礫 - 蒲生墨層	Wt		Wt		溶結凝灰岩
				礫がち堆積物 - 先古琵琶湖層	o ch				チャート
			y		y		y		人工改変地

凡 例	
	都市計画対象道路事業実施区域

S = 1 : 100,000

0.051 2 3 km



出典：「土地分類基本調査（表層地質図）」
 ①彦根東部（昭和62年3月、滋賀県）
 ②彦根西部（昭和57年3月、滋賀県）
 ③御在所山（平成2年3月、滋賀県）
 ④近江八幡（昭和58年3月、滋賀県）

図 4-1-7 表層地質図

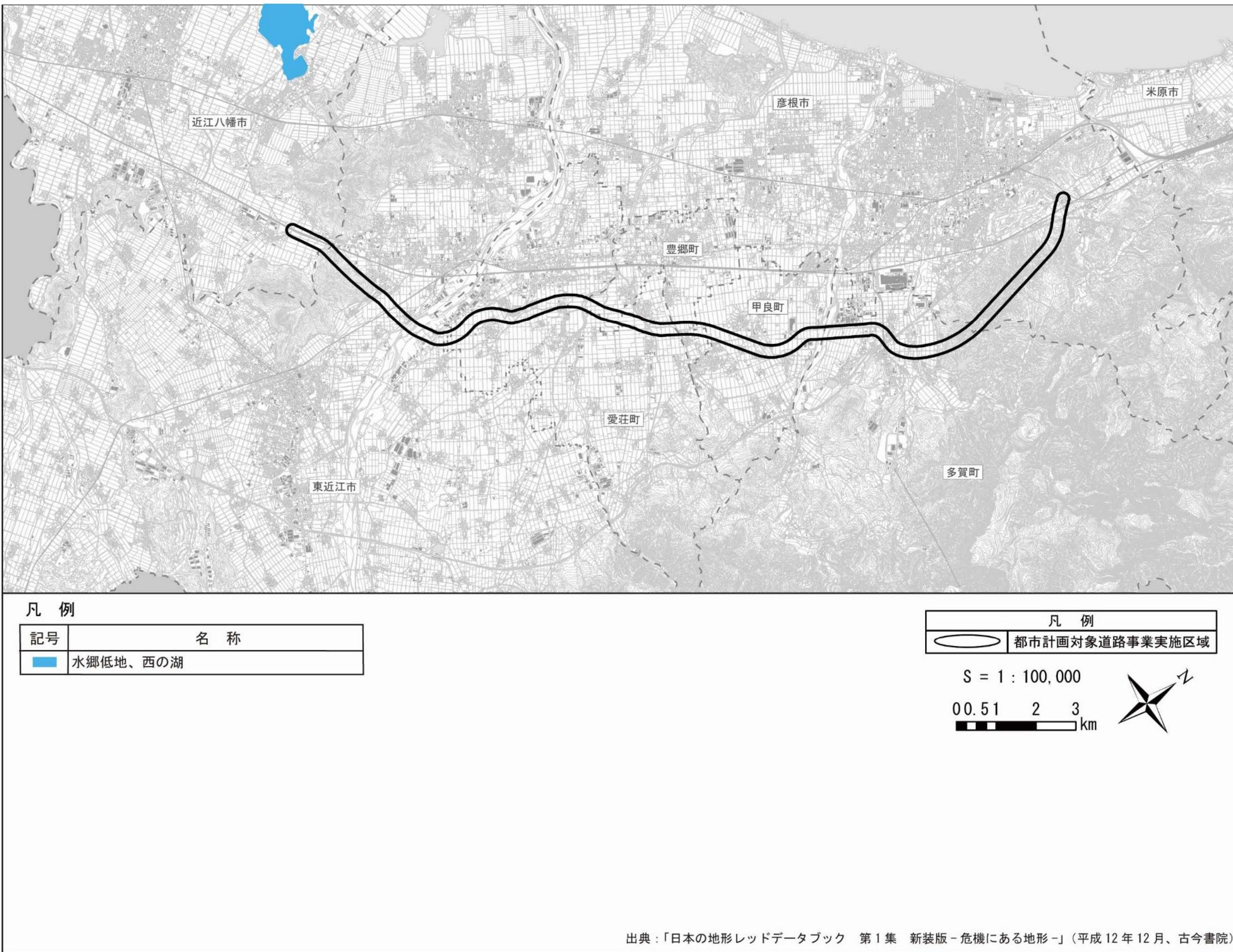


図 4-1-8 重要な地形位置図